

2 医安第 6 0 7 号
令和 2 年 8 月 2 4 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県緊急事態宣言及び栄・錦地区における営業時間短縮等の
要請の解除について (通知)

愛知県緊急事態宣言及び栄・錦地区における営業時間短縮等の要請につきまして
は、本日、第 13 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、本
日をもって解除することとしました。

一方で、新規感染者の発生など、大変厳しい状況が続いていることから、「嚴重警
戒」として、県民・事業者の皆様へ、「不要不急の行動自粛と行動の変容」、「感染防
止対策の徹底」、「県をまたぐ不要不急の移動自粛」をお願いするメッセージを发出
しました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、この取組の趣旨を
御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

< 県 WEB ページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`イリン)

052-954-6305 (タ`イリン)

052-954-6344 (タ`イリン)

052-954-6304 (タ`イリン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp